12　法第四十二条の十三第七項第五号に規定する政令で定める場合は、第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額以下である場合とする。

一　次に掲げる金額の合計額（当該合計額が零に満たない場合には、零）

イ　法第四十二条の十三第七項の通算法人の同項第五号に規定する特定対象年度の基準通算所得等金額（当該特定対象年度終了の日に終了する当該通算法人に係る通算親法人の事業年度（イ及びロにおいて「基準事業年度」という。）開始の日の一年（当該基準事業年度が一年に満たない場合には、当該基準事業年度の期間）前の日から当該開始の日の前日までの期間（当該通算親法人の最初通算事業年度開始の日以後の期間に限る。以下この号及び次号において「対象期間」という。）内に終了した当該通算法人の各事業年度（最初通算事業年度開始の日前に終了したものを除く。イ及び次号イにおいて「前事業年度」という。）の月数（当該特定対象年度が最初通算事業年度である場合又は前事業年度のうちに設立の日を含む最初通算事業年度がある場合には、当該対象期間内に終了した当該通算親法人の各事業年度の月数）を合計した数が当該基準事業年度の月数に満たない場合には、当該基準通算所得等金額を当該基準事業年度の月数で除し、これに当該合計した数を乗じて計算した金額）

ロ　法第四十二条の十三第七項第五号の他の通算法人の同号に規定する他の対象年度の基準通算所得等金額（対象期間内に終了した当該他の通算法人の各事業年度（最初通算事業年度開始の日前に終了したものを除く。ロ及び次号ロにおいて「他の前事業年度」という。）の月数（当該他の対象年度が最初通算事業年度である場合又は他の前事業年度のうちに設立の日を含む最初通算事業年度がある場合には、当該対象期間内に終了したイの通算親法人の各事業年度の月数）を合計した数が基準事業年度の月数に満たない場合には、当該基準通算所得等金額を当該基準事業年度の月数で除し、これに当該合計した数を乗じて計算した金額）

二　次に掲げる金額の合計額（当該合計額が零に満たない場合には、零）

イ　前事業年度の基準通算所得等金額（対象期間開始の日を含む前事業年度にあつては、当該前事業年度の基準通算所得等金額を当該前事業年度の月数で除し、これに当該開始の日から当該前事業年度終了の日までの期間の月数を乗じて計算した金額）の合計額

ロ　他の前事業年度の基準通算所得等金額（対象期間開始の日を含む他の前事業年度にあつては、当該他の前事業年度の基準通算所得等金額を当該他の前事業年度の月数で除し、これに当該開始の日から当該他の前事業年度終了の日までの期間の月数を乗じて計算した金額）の合計額

第二十七条の十三に次の二項を加える。

16　法第四十二条の十三第七項の通算法人の同項第三号の対象年度に係る当該通算法人及び同号に規定する他の通算法人の同条第五項第一号イに掲げる金額の合計額及び同号ロに掲げる金額の合計額が零である場合には、同号に掲げる要件に該当するものとする。

17　法第四十二条の十三第六項の法人又は加入法人（同条第七項の通算法人に係る通算親法人との間に通算完全支配関係を有することとなつた法人をいう。第二号において同じ。）が初年度離脱通算子法人（法人税法施行令第二十四条の三に規定する初年度離脱通算子法人をいう。以下この項において同じ。）に該当する場合における第十項及び法第四十二条の十三第七項第五号の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　初年度離脱通算子法人に該当する法第四十二条の十三第六項の法人に生じた第十項第二号及び第三号に掲げる事実は、これらの号に掲げる事実に該当しないものとする。

二　初年度離脱通算子法人に該当する加入法人は、法第四十二条の十三第七項第五号ト又はチの他の法人に該当しないものとする。

第三条中租税特別措置法施行令第二十八条の九の改正規定を次のように改める。

第二十八条の九第九項第一号中「いう。以下この条」を「いう。以下この項及び第二十二項」に改め、同条第十項中「は、」の下に「次に掲げる法人（他の通算法人のうちいずれかの法人が」を加え、「若しくは出資金」を「又は出資金」に、「以下の法人又は資本若しくは出資を有しない法人」を「を超える法人に該当する場合における通算法人を除く。）」に改め、同項に次の各号を加える。

一　資本金の額等が五千万円以下の法人

二　資本又は出資を有しない法人

第二十八条の九第十一項第三号中「第二十四項」を「第二十三項」に改め、同条第十五項第一号を次のように改める。

一　製造業又は旅館業　一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が次に掲げる法人の区分に応じそれぞれ次に定める金額（法第四十二条の四第十九項第八号に規定する適用除外事業者（以下この条において「適用除外事業者」という。）又は同項第八号の二に規定する通算適用除外事業者（以下この条において「通算適用除外事業者」という。）に該当する法人にあつては、ハに定める金額）以上である場合の当該一の設備

イ　資本金の額等が五千万円以下の法人又は資本若しくは出資を有しない法人（これらの法人が通算法人である場合には、他の通算法人のうちいずれかの法人が資本金の額等が五千万円を超える法人に該当するものを除く。）　五百万円

ロ　イ又はハに掲げる法人以外の法人　千万円

ハ　資本金の額等が一億円を超える法人（他の通算法人のうちいずれかの法人が資本金の額等が一億円を超える法人に該当する場合における通算法人を含む。）　二千万円

ロ　イ又はハに掲げる法人以外の法人　千万円

ハ　資本金の額等が一億円を超える法人（他の通算法人のうちいずれかの法人が資本金の額等が一億円を超える法人に該当する場合における通算法人を含む。）　二千万円

第二十八条の九第十七項第一号を次のように改める。

一　製造業又は旅館業　一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が次に掲げる法人の区分に応じそれぞれ次に定める金額（適用除外事業者又は通算適用除外事業者に該当する法人にあつては、ハに定める金額）以上である場合の当該一の設備

イ　資本金の額等が五千万円以下の法人又は資本若しくは出資を有しない法人（これらの法人が通算法人である場合には、他の通算法人のうちいずれかの法人が資本金の額等が千万円を超える法人に該当するものを除く。）　五百万円

ロ　イ又はハに掲げる法人以外の法人　千万円

ハ　資本金の額等が一億円を超える法人（他の通算法人のうちいずれかの法人が資本金の額等が五千万円を超える法人に該当する場合における通算法人を含む。）　二千万円

第二十八条の九第十九項第一号を次のように改める。

一　製造業又は旅館業　一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が次に掲げる法人の区分に応じそれぞれ次に定める金額（適用除外事業者又は通算適用除外事業者に該当する法人にあつては、ハに定める金額）以上である場合の当該一の設備

イ　資本金の額等が五千万円以下の法人又は資本若しくは出資を有しない法人（これらの法人が通算法人である場合には、他の通算法人のうちいずれかの法人が資本金の額等が五千万円を超える法人に該当するものを除く。）　五百万円

ロ　イ又はハに掲げる法人以外の法人　千万円

ハ　資本金の額等が一億円を超える法人（他の通算法人のうちいずれかの法人が資本金の額等が一億円を超える法人に該当する場合における通算法人を含む。）　二千万円